

## 西野公園野球場 施設利用規定

令和2年4月1日

西野公園野球場は、令和2年4月1日より**軟式野球専用球場**となりました。

1. 利用時間（区分）を厳守いただき、ご利用ください。  
※利用時間（区分）とは準備開始から片付け完了までを言う。
2. 次の利用者が気持ち良くプレーできるよう、ご利用後の後片付け、清掃は利用者が責任を持って行っていただくようお願い致します。（原状復帰）
3. グラウンドご利用後は整備をお願い致します。（原状復帰）
4. ごみは必ず持ち帰るようお願い致します。
5. 本部室内は土足厳禁となります。  
（1）入室の際はスリッパへ履き替えてください。  
（2）但し、本部室控室（手前側）は土足可ですが、スパイクは禁止です。
6. 本部室内設備のご利用につきましては、必ず体育館事務室まで申し出ください。
7. 本部室内設備ご利用後は電源がオフになっているか必ず確認してください。
8. 本部室ご利用後は備え付けの掃除道具で必ず清掃をお願い致します。
9. 石灰は利用者での準備とさせていただいております。ただし、内野のみでご利用ください。人工芝の上での石灰の使用や白線を引くことは禁止です。
10. 野球場内（本部室・ダグアウトを含む）及び亀山市運動施設敷地内・公園内は全面禁煙となっております。
11. 野球場内は飲食禁止となっております。（ダグアウト内水分補給のみ可）
12. ベース、その他備品は大切に使用し、損傷又は滅失した際は必ず体育館事務室まで申し出ください。
13. 金属刃スパイクの使用は原則禁止です。
14. 節電、節水にご協力をお願い致します。
15. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上不適な行為は禁止します。

上記「西野公園野球場 施設利用規定」及び「利用者心得」を施設利用規定と定め、ご理解いただいた上で、施設のご利用をお願い致します。

**施設利用規定及びグラウンドの使い方を守っていただけなかった場合は、施設のご利用をお断りさせていただく場合がございます。**